

令和 7 年度平戸市農業委員会第 2 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 5 月 28 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 20 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 15 人出席 欠席委員：会長、2 番、4 番、10 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 14 人出席 欠席委員：9 番、10 番、11 番、16 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 大坪事務局長、浅田事務局次長、寺田班長

金子係長、田崎主任主事

■書記の職氏名 職氏名：寺田班長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 3 号 使用貸借解約通知書について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 8 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第 9 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
局 長	■日程 1 開会宣言 ただいまから、「令和 7 年度 第 2 回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。
事務局	本日は、川村会長が東京で開催されております全国農業委員会会長大会に出席のため不在でありますので、寺田副会長がご挨拶致します。
副会長	■日程 2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。今日は総会という事で、ご出席いただきありがとうございます。 皆様に置かれましてはこの時期、田植え等でお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。事務局のほうからご報告ありましたように、今日は会長が東京に出張されているということで私が代役ということで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 本日は、報告 1 件、議案 5 件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いいたします。 なお、こういう場は何分不慣れでございますので、議事進行がスムーズに行くように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
事務局	本日は、会長、2 番、4 番、10 番の農業委員から欠席する旨の届出があっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、9 番、10 番、11 番、16 番委員から欠席する旨の報告があっております。 それでは、同規則第 6 条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は欠席しておりますので、以降の進行につきましては、副会長にお願いいたします。
副会長	■日程 3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程 3 の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第 2 項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。

委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、9番委員、13番委員、書記に班長を指名いたします。 以上で日程3を終わります。
副会長	■日程4 会務報告 次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の1ページをお願いします。 5月の会務報告をいたします。(5月会務報告を報告) 6月の会務予定を申し上げます。(6月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。
副会長	それでは、6月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 6月の総会を令和7年6月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議がありませんので、6月の総会を令和7年6月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。
副会長	■日程5 議事 次に、日程5、議事に入ります。
副会長	《報告第3号 使用貸借解約通知書について》 報告第3号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、議案書の2ページから5ページをお願いいたします。 3ページから5ページについて、ご説明いたします。 報告第3号、使用貸借解約通知書について 番号1番、貸人・借人は記載のとおりです。貸借農地は、田平町以善免字ソデ山1237番1、現況地目は田で、面積が1,549㎡、契約内容については備考欄のとおりです。解約理由は所有権を移転するためです。番号2番から5番につきましてはご一読をお願いします。報告3号の説明は以上です。

副会長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
3 番委員	2 番から 5 番までの借り人であった方が先日、亡くなられたんですけど、牛を飼っていてご覧のとおり面積も多く借りていらっしゃったんですけど、その後の貸借がなされないような感じなんですけども、今後、この貸借されていた農地を地域的にどのようにするのか心配していますけど、その辺りについてお尋ねいたします。
事務局	以善地区は 10 年ほど前に、地域集積協力金の交付を受けるために、地域でまとまって農地中間管理事業を活用した農地集積を行い、この農地も対象の農地であり、貸借の設定をしております。 借受人が亡くなったということで、息子さんがいらっしゃるんですけど農業をされないので耕作ができないということで、特に番号 3 番につきましては、A to A の設定ということでかなりの解約筆数となっております。 ただし、この中でも中山間地域等直接支払制度の対象農地となっているところは、再設定を行うというところで先月の総会でも審議いただいております。ただ、残りの農地につきましても数が多いですので、今後は以善地区の中山間の代表、または中間管理の推進協議会もありますので、協議をさせていただきながら、どなたか借りる方がいないか探していきたいと考えております。
3 番委員	はい、よろしくお願いします。
副会長	他に質疑はありませんか。
	「質疑なし」
副会長	他に質疑がありませんので、報告第 3 号を終わります。
	《議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
副会長	次に、議案第 5 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。 議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、1 件っております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、草積町字草積通 1310 番 1、地目は田で、地積が 1,366 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
副会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これよ

	り質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
副会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 5 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議案第 5 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
副会長	次に、議案第 6 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、1 件あっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大久保町字油チウ原 2049 番 15、地目は畑で、地積が 106 m²、用途としては家庭の駐車場にするとということで、所有権移転（売買）ということになります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
副会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。
8 番委員	「補足説明」
副会長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
副会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 6 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議案第 6 号について、原案のとおり決定いたし

	ます。 《議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
副会長	次に、議案第 7 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。 議案第 7 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回 10 筆あります。去年の農地利用状況調査において B 分類農地として判断された農地となります。 （スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。
副会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
副会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 7 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議案第 7 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
副会長	次に、議案第 8 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	説明に入る前に、先月の総会において議案書の字が見つらいとのご意見をいただきましたので、議案書の書式を変更しておりますのでご説明いたします。（議案書 15 ページ変更点について説明） それでは改めまして、議案第 8 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）についてご説明いたします。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、明の川内町字明ノ川内 554 番 1、現況地

	目は田で、面積は 1,086 m²外 9 筆、合計が 4,758.61 m²となります。設定する権利、農地法その他農業に関する法令の遵守状況、地域計画に関する事項については、記載のとおりです。 整理番号 2 番から 4 番については、ご一読をお願いします。 合計 4 件、筆数 17 筆、面積 11,549.61 m²となります。議案第 8 号の説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。
副会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	以前、農地の地目に関わらず、何を作るのかの品目まで記載されていたことがあったと思うんですけど、借りられるのは非常に良いことだと思いますが、それをどのように使われるのかというのが一番大事なことじゃないかなと思います。ですので、議案書に記載する欄がないとは思いますが、口頭でも構いませんのでどのように利用するのかを説明していただけたら良いのではないかと思います。
事務局	おっしゃるとおりだと思いますので、次回の総会から記載するかまたは口頭で説明するようにしたいと思います。
3 番委員	はい、お願いします。
副会長	他に質疑はありませんか。 「質疑なし」
副会長	他に質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 8 号について、原案のとおり決定し要請することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議案第 8 号について、原案のとおり決定し要請いたします。 《議案第 9 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)》
副会長	次に、議案第 9 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案第 9 号、令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・報告、令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

	議案書は別紙となっております。(令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・報告、令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、要点を説明) 以上で説明を終わります。
副会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	8 ページに目標を掲げてありますけど、認定農業者の各地区で協議会の総会などのあっているんですけど、私も認定農業者であるため参加はしているんですけど、高齢化などで認定農業者をやめる方が多くて役員の改選もままならない状態なんですけど、今、普通の企業を退職された方が平戸に戻ってこられて農業をされ、地域的に担い手という形になられる方もおられますが、年齢的なものがネックとなり認定農業者にできないんでしょうか。そういう方たちを吸い上げていかないと若い人達ばかりにお願いするのも無理があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	確かに高齢化、その他様々な理由で離農される方が少なくない状況です。認定農業者になる要件というのもございますので、農山村対策班が担当班となっておりますので、連携をとりながら認定農業者の確保にも努めていかなければ目標の達成も中々できないと考えております。基本構想水準到達者の方が認定農業者になっていただけると助かりますが、簡単に行かない部分もありますので協議しながら進めていきたいと考えております。
事務局	補足ですけど、3月の総会でも説明しましたが認定農業者になるためには基本構想の年間所得320万円、それをどう達成するかによります。年齢はあまり関係ありませんが、320万円を達成するために努力しますとなります。農業委員会としては市当局と連携しながら推進していかないといけないので、総会でそういう意見があったということで伝えておきますので、ご了承ください。
3 番委員	はい、判りました。
副会長	他に質疑はありませんか。
8 番推委	新規参入の促進というところで、経営体が3経営体としてありますがどのような経営体なのか教えていただきたい。
事務局	昨年度、新規参入された方でここも担当班は農山村対策班となりますが、新規参入の方には手厚く補助をしている関係もありますので、昨年度は3経営体が新規参入となっております。2経営体がアスパラガス、1経営体が夫婦でいちごで就農されたとなっております。

8 番推委	はい、ありがとうございました。
副会長	他に質疑はありませんか。
	「質疑なし」
副会長	他に質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、議案第 9 号について、原案のとおり決定いたします。
	■ 日程 6 閉会
副会長	以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
副会長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 7 年度平戸市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。
	閉会時刻：10 時 20 分
	議 長 印
	議事録署名人
	議席番号 9 番委員 印
	議席番号 13 番委員 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	梶 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸